

令和4年5月号
発行

玉名警察署

☎74-0110

玉東駐在所

☎85-2157

悪徳商法の被害に遭わないために

《悪質商法》

悪質商法とは、一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたものをいいます。

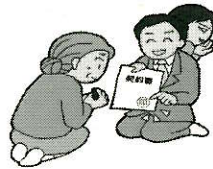
高齢者を狙ったものが依然として多発しており、本年4月以降は、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることにより、親の同意を得ず契約した場合に当該契約を取り消すことができるとした未成年取消権の対象年齢も引き下げられることから、若年層の消費者被害が増加することが懸念されます。

また、新型コロナウイルスのワクチンや未承認医薬品への投資勧誘等の利殖勧誘、災害に便乗した点検商法等にも、引き続き注意が必要です。

《悪質商法の被害にあわないためのポイント》

○ 悪質業者は、う・そ・つ・き！

- 【う】 うまい話を信用しない！
うまい話、絶対もうかる話には、必ず落とし穴があります
- 【そ】 そうだんする！
ひとりで判断せず、家族、知人、相談機関に相談する
- 【つ】 つられて返事をしない！すぐに契約しない！
悪質業者は、言葉巧みに契約するよう迫ってきます
- 【き】 きっぱり！ はっきり！ 断る！
あいまいな返事をせず、キッパリ！ ハッキリ！ 断る！



こんなときどうしますか？？

- ・電話で、役場の○○ですが、「介護保険料の過払いがあります。銀行のATMで手続が出来ます」、「○○のATMに着いたら、連絡下さい。操作方法を教えます」
 - ・ショートメール等で、携帯電話料金のサポートセンターですが、「ご利用料金の支払い確認が取れていません」と文が届き、連絡すると「裁判します・給料を差し押さえます」
- 等と携帯電話等を使って連絡があった場合、お金を振り込んではいけません。まず最初に、

これは詐欺かもしれないと疑ってください。

熊本県内では、現在、昨年の3倍以上のペースで「電話でお金詐欺」が増加しており、既に約1億3000万円の被害が確認されています。

特に架空請求や還付金の詐欺が急増中ですから、電話でお金に関する連絡があっても直ぐ振り込まず、身近な方や警察等に相談しましょう！！

自転車の安全利用の推進

令和3年中、熊本県下における自転車乗車中の人身事故は前年に比べ増加しています。

【発生状況】

- 発生件数～487件（前年比+56件）
- 死者数～5人、負傷者数～490人

【事故類型別】

- 1位～出会い頭（228件、46.8%）
- 2位～右折時（81件、16.6%）
- 3位～左折時（68件、14.0%）

【原因別】

自転車乗車中に事故に遭った当事者の約5割に何らかの法令違反がありました。その原因をみると、安全不確認が最も多く、次いで動静不注視となっています。

歩道を通行するときは、
車道寄りの部分をすぐに停止
できるような速度で通行！



自転車は一列で！
並進は迷惑かつ危険！